

第6回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成26年4月10日（木）19時00分から20時40分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階大会議室
- 3 委員出欠 出席 12人
出席委員 藤吉秀昭（委員長、施設部会長）、角田透（副委員長、健康部会長）、井上稔、岩澤聡子、大野仁、柏原公毅、小林義明、嶋田一夫、清水富美夫、牧野隆男、増田雅則、若林研司
- 4 出席者
事務局 齊藤忠慶、澤田忍、荻原正樹、土方明、飯泉研、林孝至、大堀和彦
エコサービスふじみ株式会社 望月博文
- 5 傍聴者 0人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第5回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録（要旨）
 - (2) 環境測定結果について
 - (3) 水銀含有製品実態等調査について
 - (4) 平成26年地元協議会・安全衛生委員会年間スケジュール
- 3 協議事項
 - (1) 健康部会
 - ① 施設周辺における健康問題等について問われた場合の対応について
- 4 その他
 - (1) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

- 【資料1】 第5回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録（要旨）
- 【資料2-1】 環境測定結果
- 【資料2-2】 平成26年度環境測定年間スケジュール
- 【資料3】 水銀含有製品等実態調査
- 【資料4】 平成26年度地元協議会・安全衛生専門委員会年間スケジュール
- 【資料5】 健康部会 ふじみ衛生組合自己記入式問診票

【会議録】

19時00分 開会

1 開会

【事務局】 : 【開会あいさつ】及び【配付資料の確認】

2 報告事項

(1) 第5回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録(要旨)

【委員長】 : さて、今日は報告事項から入っていきたいと思いますが、まずは議事録の確認です。事前に送られておりまして、必要な修正をして事務局にお返しされていると思いますので、特に今、また追加がありますでしょうか。

(異議「なし」の声あり)

ないようでしたら、議事録が確定したということで公開の手続きをお願いいたします。

(2) 環境測定結果について

【委員長】 : 次に2番目の議題でございます。報告事項でございますが、環境測定結果等について説明をお願いいたします。

【事務局】 : それでは資料2-1、平成25年度環境測定年間スケジュールというものをまずごらんいただきたいと思います。前回の専門委員会以降、測定したものについてご報告をさせていただきます。

まず排ガスでございますけれども、12月、1月、2月と網かけになっております。その部分が今回、新たに追加された部分でございます。ばいじんにつきましては12月、1月、2月とも0.001未満ということでございます。それからいおう酸化物につきましては12月が3.2、1月が1.0未満、2月が2.1ということでございまして、自主規制値の10ppm以下を下回っております。続き

まして窒素酸化物でございますけれども、12月が30ppm、1月が8ppm、2月が14ppmということで、こちらも自主規制値の50ppm以下を下回っております。次が塩化水素でございます。12月が1.9ppm、1月が0.4ppm、2月が3.5ppmということで、これも自主規制値の10ppm以下を下回っております。ダイオキシン類につきましては、この期間については測定を行っておりません。

次に水銀でございますけれども、12月、1月、2月とも0.004ミリグラム以下ということで、これも自主規制値の0.05ミリグラム以下を下回っております。続きまして一酸化炭素でございますが、12月が6ppm、1月が4ppm、2月が4ppmということで、自主規制値の100ppm以下を下回っております。続きまして排ガス中の鉛でございますけれども、12月が0.004ミリグラム未満、1月も0.004ミリグラム未満、2月も0.004ミリグラム未満ということで、自主規制値の10ミリグラム以下を下回っております。

次が排ガス中のカドミウムでございますけれども、こちらにつきましても12月から2月まで0.004ミリグラム未満となっております。最後が排ガス中の亜鉛でございますけれども、こちらも12月から2月まで0.004ミリグラム未満となっております。

そして、こちらには書いてございませんけれども、3月も測定を行っております。その結果につきましては次回の安全衛生専門委員会にはご報告できると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして騒音・振動・臭気・排水の測定の欄でございます。これにつきまして、騒音・振動については1月に黒丸がついておりましたが、1月にできませんでして3月に行っております。その結果につきましては次回の安全衛生専門委員会のほうでご報告させていただきます。臭気指数につきましては10未満ということで、基準値の12以下を下回っております。それからその下、排水でござい

ますけれども、1 2月に測定を行っておりまして、下水道法施行令、調布市下水道条例の基準以下ということになっております。

続きまして周辺大気の測定でございます。1月のところに黒丸がありまして、別紙のとおりと書いてございますが、実は、これは大変申しわけなかったんですが、1月にできませんで、実際には2月2日から2月8日までの1週間行っております。その結果が、1枚めくっていただきますと資料2-1の2枚目になります。三鷹市立南浦小学校、しいの木公園、三鷹市立第六中学校、芸術文化センター、堀合児童遊園、調布市立深大寺小学校、深大寺児童館、山野市営住宅、ふじみ衛生組合敷地内という9カ所、行っております。今回行いましたのはこの表の一番右でございます。冬のところに数値がございます。今回は稼働後ということで、冬の欄の②でございます。これが今回の数値となっております。三鷹市立南浦小学校から最後のふじみ衛生組合敷地内まで、ほぼ稼働前、①の数字と比べましても若干のプラスマイナスはありますが、ほとんど同じような数値となっております。クリーンプラザふじみ稼働に伴い、周辺大気には大きな影響は与えていないということが読み取れる表となっていると思います。これが周辺大気でございます。

続きまして放射能に関する測定ということで、また資料2-1の1枚目に戻ってください。焼却灰、飛灰、排ガス、排水でございます。そのうち1月、2月のところが今回、新たに加わったものでございまして、焼却灰につきましては1月が33ベクレル、2月が不検出。飛灰につきましては1月が146ベクレル。2月が156ベクレルということで、どちらも8,000ベクレル以下ということになっております。また、排ガス、排水につきましてはそれぞれ1月、2月とも不検出となっておりますが、排ガスの不検出2、不検出1というふうに数字が入っておりますけれども、これは焼却炉が2つございまして、1というのが1号炉の排ガス、2というのは2号炉の排ガスということでございます。1月につきましては、2号炉について検査を行いまして不検出、2月につきましては1号炉につい

て検査を行いまして不検出という結果となっております。

続きまして空間放射線量率でございます。これにつきましては2月と3月が新たに加わっております。地上から1メートル及び5センチの高さにおいてそれぞれ敷地境界、東西南北及び大型バスの駐車場の各所において測定を行っておりますが、いずれも0.06シーベルトから0.09シーベルトということで、これにつきましても1年間を通じてほとんど数値に変動はございませんでした。これが25年度の測定結果ということでございまして、3月、若干残っておりますがそれは次回、ご報告させていただきます。

続きまして、あわせて26年度の予定ということでご説明をさせていただきます。資料2-2となります。まず1番上に、1号炉、2号炉の稼働の予定、運転計画が書いてございまして、それに伴いまして排ガスの測定、それから騒音・振動・臭気・排水の測定、周辺大気の測定、それから放射能に関する測定を行っていきたいということでございます。この測定の回数でございすけれども、地元協議会で協定書を結んでおります。その測定回数を実施するものでございまして、例えば排ガスのばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素であれば年6回、ダイオキシン類が年2回というように、協定書に定められた測定回数となっております。あと、稼働、運転の状況でその月に1号炉、2号炉まとめて測定できる月もございすし、場合によっては両方の焼却炉が動いていない、片方の焼却炉しか動いていないという月がございすので、そういった月については1つの焼却炉の測定となります。ですので、同時にはかれる月、1つの焼却炉しかはかれない月、ありますけれども、年間を通じては協定書で定められた回数を測定するということになります。

続きまして騒音・振動・臭気・排水でございすますが、これにつきましては基本的に騒音・振動については年2回の測定、そして臭気につきましては敷地境界、東西南北におきまして年4回、測定いたします。それにあわせまして6月は臭突の出口においても測定を行う予定でございす。続きまして排水でございすけれども、これ

も協定書に定められました年2回ということで、6月と12月に予定しております。

続きまして周辺大気の測定でございますが、これにつきましては大分、変わっております。今までは先ほど申し上げました、9カ所で年4回ということで行ってございましたけれども、26年度につきましては場所については三鷹市立南浦小学校としいの木公園の2カ所、そして測定の時期につきましても夏と冬ということで、7月と1月の2回ということにさせていただきたいと思っております。この理由でございますけれども、本日、机の上に配付させていただきましたふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書関係書類一式の最後のページをごらんさせていただきたいと思っております。

表題として、周辺大気の測定項目、測定方法、回数等というものがございまして、浮遊粒子状物質、二酸化いおう、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀ということで年2回、各1週間、測定場所、三鷹市立南浦小学校及び調布市しいの木公園ということでございます。これを26年度に実施するということです。では、なぜ25年度についてはそのほかの場所、しかも四季を通じて年4回測定したかということですが、それはその下の注1でございます。平成25年度は上記の測定場所に加え、環境影響評価で実施した7カ所で年4回測定し、問題がなければ平成26年度より上記のとおりとするというところでございます。今回、資料2-1の2枚目で見させていただきましたとおり、9カ所で年4回測定いたしましたけれども、特に施設の稼働に伴って周辺大気には大きな影響を与えていないということで、問題がないというふうにふじみ衛生組合では判断しております。それに従いまして26年度からは協定書に基づいた2カ所、年2回の測定とさせていただきたいということでございます。

それではまた資料2-2に戻っていただきます。放射能に関する測定ということでございまして、これは焼却灰、飛灰、排ガス、排水について毎月1回、そして空間放射線量率につきましては月に2

回、測定をしたいというふうに考えているところでございます。環境測定結果等ということで、平成25年度の実績及び平成26年度の予定についてご報告させていただきました。

以上でございます。

【委員長】： ただいま事務局から環境測定結果の報告と、26年度の測定計画について説明がございました。質問等、ございませんでしょうか。

【J委員】： これは、特に質問という内容ではございませんけど、参考までにお伺いしたいんですけど、今の資料の2-1の項目で窒素酸化物、過去の4月、8月、ずっとございますけど、過去の4月、8月、11月、12月と、6月より数値が上がっているのはどういうことであるか、もしおわかりになればお答えをいただきたいと。それからもう1点、私も不勉強ですけど空間放射線量、これも8,000ベクレル以下で問題ないんですけど、焼却灰と飛灰のギャップがあるので、これを何かわかりましたら参考までに教えていただきたいということで、以上2点です。

【委員長】： ただいま2点の質問がございましたが、事務局のほうで回答できますか。

【事務局】： まず、窒素酸化物でございますけれども、ばらつきがありますのは、ごみにはいろいろなごみがございます。いろいろなごみを燃やして、その中の有害物質を除去するわけですが、この窒素酸化物は、最後、バグフィルターを通った後に脱硝反応塔という設備がございまして、その脱硝反応塔の入り口の窒素酸化物の濃度を測定いたしまして、その濃度に応じましてアンモニアを吹き込んでおります。そのコントロールを行って、例えば入り口の濃度が高ければアンモニアをたくさん吹き込むことによって出口から出るまでには自主規制値である50ppm以下に落とすというような仕組みで運転をしております。大きくばらついておりますけれども、それはやはりそのときどきのごみ質によって変わってきているということです。50ppm以下には落ちてはいますが、ごみ質によってはばらつきが出てしまうというのが実態かなというふうに思ってお

ります。

それから焼却灰と飛灰ですけれども、飛灰というのはバグフィルターで捉えたほこりやちり、有害物質等が入っているさらさら状のものですね。排ガス中の有害物質は、バグフィルターでとりますので当然他の有害物質もとれるように、放射性セシウムがとれるということになりますので、灰に比べると飛灰は数値が高いということです。焼却灰については通常の、燃やした後の灰でございますので、そこまで濃いものが含まれていないということで、これはどこの焼却場でもこのような傾向になっているというのが一般的だと思っております。

【委員長】 : 補足があれば。はい、どうぞ。

【A委員】 : ちょっと補足しますと、窒素酸化物は連続モニターで運転室で値が連続的に出ているんですね。それをチャートで見てもらうと、どんなふうに変動しているのかというのがわかると思うんですね。こちらの測定は公定法で、年に6回しかやらないというやつで、以前も話しましたようにはかり方がちょっと違うけど、だからこれと同時に連続チャートをちゃんと見せたほうが私はいいと思うんですね。こんなふうに日常的に変動している中の1点をとったんだということを理解してもらったほうがいいと思います。

それから、焼却灰と飛灰の放射能のベクレルですが、飛灰になぜ高いかというのと、セシウムが800度の温度の炉の中でガス化して飛んでいくんですね、ごみの中のセシウムがガス化して飛んでいく。塩化セシウムになって飛んでいっているんじゃないかと言われていたんですねけれども、それがガス側へいっちゃうから飛灰濃度のほうが高くなる、そういうことなんですね。

【委員長】 : ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【K委員】 : 排ガスと排水の、全部不検出なんですけど、これは検出限界というのはどのぐらいなんんでしょうか。もしわかりましたら。

【事務局】 : 今、手持ちに資料がございませんで、後ほどご回答させていただきます。

【委員長】 : 大体、基準をクリアしていると安心して、ND、NDと書いていけば安心するんだけど、NDが幾つなんだというのが時たま、サンプル量が少なくて検出限界値がぐっと上で、基準値より上だったりする場合がありますね。そういうのが時たまあるから、おっしゃるとおりよく聞いたほうがいいですね。

(3) 水銀含有製品実態等調査について

【委員長】 : ほかにございますか。

ないようでしたら次の議題に移りたいと思います。次に、事務局のほうで用意していただきました、水銀対策について水銀含有製品の実態調査について説明をお願いいたします。

【事務局】 : それでは、資料3をごらんになっていただきたいと思います。このアンケートは、実際に水銀が今年の4月、5月にやはり顕著に出まして、炉を一時とめるという事態が生じたものでございます。それから搬入物のチェック、のぼり旗等を立てかけての啓発、それから両市の市報またはふじみ衛生組合の広報等でも市民の方々に周知を図ってきたところでございます。ですが、根本的に水銀が今、両市の市中にどのような形で、まだどのぐらいの量があるのだろうということを把握した上で、きちんとした根本的な対策をとる必要があるのではないかということで、このアンケート用紙を一応、準備したところでございます。原則的にはここに全部、設問式項目で書いてございますが、市内の水銀、特に血圧計等、それから水銀を使っている器具等を保有しているところが今、どのくらいあって、その使用状況がどうなっているかということ把握したいということで、この調査のアンケート用紙を作成したものでございます。

まず、開いていただきますと、最初に1というのは削除して、2が1になります。まず、最初に水銀血圧計の保有及び使用状況についてと、今お話ししたような状況で、そこに設問が(1)から(4)まで記載してございます。そこにある設問に対して一番近似的なものにチェックを入れていただくと。次の2の水銀体温計の保有及び

使用状況についてということで、これは水銀体温計ということに限った調査ということで、設問1から4を設けたところでございます。

それから次のページに目を移していただきますと、意識調査ということで、水銀の性質についてご存じですかという設問でございます。それから2番目が、破損時の取り扱いをご存じですかということでございます。それから3点目が、廃棄の方法をご存じですかと。その他については水銀血圧計または体温計等の水銀の削減について、ご意見等がありましたらお聞かせくださいということで、記入方式でアンケートをくくっております。次のページには参考資料として、東京都環境局の水銀の処理等に関する検討会というところを取りまとめた、一部抜粋のものをここに記載してございます。

参考資料として今申し上げた東京都環境局のものを一応、添付しております。そして、最後のページには今までアンケートの回答、提出方法についての下に、郵送、ファクス、メール等ということで記入するようになっています。提出期限につきましては2014年度になっておりますが、今後これを継続して各機関に、特に水銀計が使われているところ、当初、医療機関というふうに考えておりましたけれども、いろいろな先生方からご意見を聞いたところ、福祉施設、老人介護施設等々もあるということで、それらの施設に対してもやはり状況を把握する必要があるということで、そちらのほうにもこれを提出していきたいというふうに考えております。これについては、できれば関係機関等にご協力いただければなと考えております。

以上でございます。

【委員長】 : ただいまアンケート調査の中身について説明がございました。ご意見、コメント等ありましたらお願いいたします。

【E委員】 : すみません、昨年度の水銀値の上昇の感染源といえますか、原因は特定できたんでしょうか。

【事務局】 : 明確な特定はできておりません。

【E 委員】 : 事業系ごみといわれるものでしょうか。

【事務局】 : やはり全般的に、今回そういう、「だろう」ではなくて現状を把握するためには的確に水銀の形態がどうなっているかというのを、両市域において一応、確認する必要があるのかなと思って、こういうアンケートという提案をさせていただいております。

【E 委員】 : このアンケートの中の、この前、ほかのことを調べていてわかったんですけども、東京都医師会に加盟していない非会員というのが結構いらっしゃるんですね。そういうところを調べ上げるというのは、手立てはあるんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

【事務局】 : これは、両医師会のほうに、特に今、ご出席されているL委員とC委員にお伺いしたところ、医師会のほうでも加入されていない団体を含めて回収の啓発を実際に行っているということをお伺いしております。

【E 委員】 : 把握しているということでしょうか。

【L 委員】 : 具体的なお話をさせていただきます。今まで2回、東京都医師会と、それから東京都でいわゆる水銀の自主回収という事業を行わせていただきました。その中に当然、医師会員はそうなんですけれども、非医師会員も東京都医師会として水銀の回収をするよという通達を出すんですが、実は東京都医師会の中では東京都医師会員ではない、非会員というものを正確に把握はできません。じゃ、どこが把握できているかということと保健所です。これは、医業を開設するには保健所に必ず届けを出さないとはいけませんので、保健所は必ず医療機関がどこにあるか、もちろん保健所のほうではそれが地区の医師会、たとえば三鷹市であるとか、C委員のおられる調布の医師会員であるとか、そういう把握はできていませんけれども、医療機関がどこにあるかという把握は確実に保健所ではできております。

今回お願いしているのは、我々としてもそういう形で水銀の回収というのは、今年度、26年度、また自主回収をする予定でおりますけれども、やはりどうしても非会員であるとか、それからいわゆ

る施設ですね、老健施設であるとか、そういうところにも確実に血圧計、あるいは体温計というものは保管されておりますし、それから今後、これが一番把握が難しいんですけども、かつて医療施設であってやめてしまったところ、実はこの部分が一番難しいかなと、おそらくこれは保健所であったり、行政であったとしてもなかなか把握ができない部分ですが、このところは残るんですが、そうでないところに関しましては行政とか保健所の力をかりれば、このようなアンケートの中でそういう協力体制というのはできるのではないかなというふうに、我々は考えております。

【委員長】：ありがとうございます。保健所に関して協力要請は可能ですか。

【L委員】：私が可能というのはおこがましいのですが、ぜひ協力要請していただきたいということです。我々の地域は多摩府中保健所ですので、ここにはお願いします。ただ、これは保健所単独で出来ることではありませんので、保健所の管轄している地区の行政、例えば三鷹市を担当しているのは多摩府中保健所ですがここは三鷹市・調布市・武蔵野市・府中市・小金井市・狛江市の6市ですが、この6市の行政の方がタイアップしていただければかなり可能ではないかと思いますが、私が可能と言える立場ではありませんのでご理解ください。

【委員長】：聞きましたのは、保健所側に既に打診して、何らかの反応、前向きな反応をもらえているのかという意味なんです。

【C委員】：私どもも協力はしますけれども、行政はそちらからやっていただかないと。

【委員長】：そうですね。事務局の方はいかがですか。

【事務局】：そういったことはまだやっていませんけれども、今回、委員の方のご意見を踏まえながらやっていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

【委員長】：環境省から依頼されたような調査でも、こういう名簿が欲しいから見せてくれというのをなかなか見せてくれないですね。やっぱり個人情報とか情報の管理がものすごく厳しくなっていますから、な

かなか、調査した結果をどう使うんだとか、どういう目的でやるんだとか、そういう話に入る前に大体、ノーと言われるケースがよくあるんですね。ですからそこは、協力要請されて反応を、どういう応答が来るか。それでまたいろんな工夫をしなきゃいけないんじゃないかという感じがしております。

ほかにございますか。どうぞ。

【C委員】：この中の項目についてお聞きしますが、会員・非会員を聞く項目の一番を削除する理由は何でしょうか。

【事務局】：実は、この前両先生にご相談に行って、先ほど保健所というご意見もいただいて、それからやはり福祉施設、それから老人施設もあるんだよというご意見もいただきましたので、その広い施設にやはりアンケート調査をするためには、医師会という限定ではなくて全般的にこのアンケートを出すためには必要ないんじゃないかということで、一応、削除という形でここに提案をさせていただいております。

【C委員】：逆に医師会のほうから言わせていただくと、先ほどL委員からお話があったように、もう2年前から医師会に対しては自主回収を、ものすごいアピールをしてやっているわけですね。実績的にももう6,000とか、何千という血圧計とか体温計を全部、自主回収しているわけですが、医師会側にとってみると、会員の先生には周知徹底し始めている話なんですけど、ちょうどここでアンケートをしていただけるのであれば、非会員の先生とか、あるいはあまり話が伝わっていない介護施設の先生とか、医師会が自主回収をやっていることを知らないであろう人たちにもこのアンケートが回るのであれば、逆のことで言えばこれを医師会として使わせていただくことも非常に、例えば医師会がこの項目の中に、医師会の自主回収をやっていることを意識調査の中に1項目でも入れていただくと、逆に医師会はどんどん枠を広げていって、2年前は会員だけでしたけれども去年は非会員もという形でどんどん今、回収の枠を広げていっているものですから、それを逆に我々が使わせていただくと非常にい

いアンケートになるんじゃないかと、逆に思っはいるんですが、こちらとしては。

【委員長】： いいご意見ですが、いかがでしょうか。

【事務局】： 今の、先生の提案をいただきましたので、それをつけ加える方向でいきたいと思います。

【C委員】： それは、この会員か非会員かはやめにして、違う聞き方するという意味ですか。東京都医師会でこういう回収事業をおやりになっていることをご存じですかとか、そういうふうなことを考えるということ。

【事務局】： はい、そのとおりでございます。

【C委員】： 最初の回答のところで施設名称というのを書かなければいけないということは、私はこういう医院を開いていますとか、そういう情報は一応入ってくるということですよ。それを見れば会員であるかないかわかってくるということになってきますね。ですから、会員、非会員というのはある意味では、ここを書いてもらえばわかってくるということですね。それに対して東京都医師会が水銀回収事業をやっているんですけれどもご存じですかというのは、聞いてもらってもいいんじゃないかという気がしますね。

【委員長】： いかがですか。

【事務局】： わかりました。今のご提案は参考にさせていただきます。

【委員長】： ほかにございますでしょうか。

私のほうでちょっと、これをどうせやるならといいましょうか、ターゲットは血圧計と体温計の2つでいいのでしょうか？ 今回ののは、何かためていた瓶じゃないかという話にもなっていて、そういうのがすぽっと抜けてしまうなど、思ったんですがいかがでしょうか。

【J委員】： 三鷹ではないと思いますけれども、例えばメッキ工場ですね、メッキ工場でもかなり使われているんじゃないでしょうか、そういう工場関係とか。まだ十分調べておりませんので、今思いついた状況で。

【委員長】： 確かにいろいろ可能性があるけれども、このアンケートをどう配

るかという難しさもありますよね。一般家庭という感じではないでしょう、持っている可能性の高い事業所をある程度特定してそこに配ろうという考えですよ、事務局。

【事務局】 : そうです。

【委員長】 : ですから、そこをまず見つけ出すのが大変な作業でありますし、水銀血圧計と体温計に限ってしまう、まずそこから始めようということでは十分だと思いますが、何となく、ちょっとそれ以外もあるんじゃないかという気がしましたので、何かいい方法はないかと。妙案があるわけではないんですが。

事務局のほうで何かご回答というか、対応としては。

【副委員長】 : よろしいですか。

【委員長】 : はい、どうぞ。

【副委員長】 : 私は事務局ではありませんけれども、どういうところでどんなふうにやるかということは、結局は全部調べないとわからないということだと思っんです。だけど、全部いきなり調べるとするのはとても大変だから、一部地域を限ってそれぞれ、どういう区分にするかちょっとあれですけども、一般のご家庭なんかも含めてやるという考えもありますけどね。そこで結果を得て、それを参考に少し、生かせるかどうか。そのためにはどのぐらいの戸数、聞かなくちゃわからないようなことで、ちょっとまた問題もありますけど、私は今すぐには言えませんが、そういう考え方もあると、そういうことですね。

【委員長】 : どうもありがとうございました。こういう考え方も確かにあると思いますね。

ちょっとすみません、事務局のほうでこれはいつごろまでに実施したいというスケジュール案はお持ちですか。

【事務局】 : 特にいつまでにといい期日は設けていませんけれども、できるだけ早くやりたいなというふうには思っております。

【委員長】 : いろいろ考え過ぎて時間がたってしまうよりは、早くやったほうがいいという面もありますけれども。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【J 委員】：この中で、アンケートの回答の中の一番最後に、三鷹市報でも出していた、水銀というのは焼却炉をとめるような重大な影響を及ぼすんだというコメントを入れていただいたほうがいいんじゃないのかなというふうに考えます。次のそれが提案ですけれども、これから何十カ所か何百カ所かわかりませんが、大変ご苦労でありますけど、やはりこのアンケートの回答と同時に、三鷹市報には何回か載ったと思いますけれども、繰り返しの広報活動も必要じゃないかと。この広報活動もあわせてやっていただいたらいいかなと思います。

以上です。

【委員長】：ありがとうございます。いい意見だと思いますが、多分、ご意見としてはこのアンケートを配ることが広報にもなるような、そんな中身ですね。焼却炉へ入れるとこういうことが起きますというのをちょっと入れておくといいというのは。ですから、単に聞くだけじゃなくて、なぜこういうことを聞いているか、水銀は適切に管理しなければいけないということがメッセージとして入っていたほうがいいということですね。いかがですか、ほかにいろいろと意見がでていますが事務局でどう整理してもらえるかというのが大変になりますけれども、これは皆さん、意見を言いつ放しでいいんですか。

そうしたら、今日は思い切り言って、実施できる体制と能力で、採用できる意見を入れてもう一回練り直していただくと、そういう位置づけで意見をいただきましょうか。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【K 委員】：先生のお話を伺って、やっぱりやめたところというのが一番怖いんですよね。そういう人こそ間違っって焼却炉に入る可能性があるんですよね。それで、そういうやめたところというのはつかみようがないとおっしゃるんですけども、それこそ保健所とか、今言われた広報活動を通じて、ぜひそれも含めた、アンケートとは全く別だと思っておりますけれども、そういう活動もぜひお願いしたいと思うんです。

僕はむしろ、今事業をしているところよりも、やめてしまってわけのわからんうちにごみとなってこちらに来るということの可能性のほうが、より怖いような気がしますので、ぜひそういうこともあわせて、難しいんでしょうけどご検討いただければと思います。

【委員長】：ありがとうございます。大変いい意見だと思います。私も同感です。

ほかにございますか。

そうしましたら、大分いい意見をいただきましたので、事務局のほうでうまく採用されるところは採用していただいて、アンケートの設計をもう一度考えてみてください。よろしく願いいたします。

(4) 平成26年地元協議会・安全衛生委員会年間スケジュール

【委員長】：3つ目の議題がおわりました。26年度始めの4月ですので資料4の年間スケジュールの説明を事務局からお願いします。

【事務局】：それでは、資料4をごらんになっていただきたいと思います。実はこれは26年度のスケジュール案ということで、2月の地元協議会に26年度案として提示させていただいたものでございます。一応、3カ月ごとに地元協議会と、それから専門委員会を予定させていただいております。専門委員会の場合には、そこに各項目としては運転管理の状況報告、それから健康部会としては今、マニュアルの作成ということで進めておりますので、それを7月ぐらいを1つのめどということでここには計画を載せてございます。その後は運転状況の管理・監視ということで10月、1月ということで予定させていただいております。今後、運転管理に問題を生じることがなければ、次年度以降、この専門委員会の回数等については皆様のご意見をいただきながら調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】：ただいま、26年度のスケジュールについて説明がございました。

質問、コメント等ありますでしょうか。

この流れでいきますと、健康部会のほうでのマニュアル作成というのが7月ぐらいにできていくんでしょうが、施設対応という話はもう出てこないんですか。今、ペンディングになっているはずの議題があるわけですね。水銀除去装置をどうするかという話が、その議論はどこかで入ってくるんですか。

【事務局】 : 今、水銀の状況を見て継続審議になっておりますけれども、今の状況を見ますと、1年ぐらい経過観察をしようということで見ていくわけでございます。昨年4月、5月、7月に発生したような大きな事象が発生していないという経過がございます。ただ今後、ないとは限りませんので、一応4回入れてあるというのはそういうものも含んで今年度も経過を見ていこうと、その中であればそこを本格的に協議をしていかななくてはいけないのかなというふうに考えております。

【委員長】 : そういう意味では、議題として挙がっているもの以外にもやっていくよということですね。何となく、それが抜けているのでやらないのかなというふうにとってしまいましたけど、入っているということですね。わかりました。

【J委員】 : 除去装置につきましては予算はもう確保されておるんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

【事務局】 : 今現在、経過を見ていこうということでございますので、改造の予算はとっておりません。

【J委員】 : そうしますと、事象が新たに起きてから予算策定をするという段階ですから、議論といいますか、その点は事象が起きてからでも遅くはないんでしょうか。

以上です。

【委員長】 : その質問は、事象が起きてからではちょっと間に合わなくなるんじゃないかというご質問かなという気もしますが。予算取りとかのスケジュールからいって、一定の結論を出すならこの辺だとか、何かあるんですか。そんな感じの質問ですよ。すぐやろうといった

ってなかなかできないでしょう。

【J 委員】 : この前は、落ちついてから改めて検討するというようなことになったんじゃないかなと思います。

【委員長】 : 事務局のほうとしてはその辺はもう少しじっくり議論は進めていきたいということで、即、何らかの設備装置を入れる予算をとらなきゃいけないというふうには考えていないと、そういう理解でいいんですね。

【事務局】 : そのとおりでございます。

【委員長】 : 他にございませんか。

はい、どうぞ。

【E 委員】 : 昨年度の水銀値の上昇というようなことがまた起こったら、この安全衛生専門委員会、少なくとも施設部会はすぐ開かれる、開催されるということでよろしいのでしょうか。

【事務局】 : そのとおりでございます。そういう問題、事象があればすぐに、申しわけありませんが緊急に開催をさせていただきたいと思っております。

【委員長】 : それで対応をとっていくという考えという理解でいいんですね。逆に言いますと健康部会でマニュアルが7月ごろできますと、これも一定のヒアリングといいましょうか、アンケート調査みたいなことになって、何らかの予算が要るでしょう、これには。そういう対応はある程度されていますか。いかがでしょうか。

【事務局】 : まだ手法について、既存のデータを用いるのか、新たにデータをとるのかということも定まっておりませんので、現時点ではこの辺の予算については確保できておりません。皆様の審議結果を踏まえましてしかるべき予算措置をしてまいりたいというふうに考えております。

【委員長】 : わかりました。

ほかにございますか。

ないようでしたら、このスケジュールはおおむねこういうことで、行間も読んでいかなきゃいけないということなんですけれども、ご

承認くださいということでもよろしくお願いいたします。

(異議「なし」の声あり)

【委員長】 : それでは健康部会のほう、よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 健康部会

① 施設周辺における健康問題等について問われた場合の対応について

【健康部会長】: それではここから健康部会ということで、司会進行を私のほうでさせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。

お手元に今、資料4のところまで済みましたが、資料5ということで問診票の案というのを準備させていただきました。前回の会議でも随分いろいろと資料をお示ししたと思うんですけども、特定の物質、あるいは特定の臓器あるいは特定の環境影響に絞っているいろいろな問診票を考えるという考え方もあるわけですけども、現時点では何か特定のものに絞るということはなかなか難しいかなと、そういうふう感じていまして、ここにありますのは、ご説明申し上げなくてはいけないんですが、医師国家試験には出題基準というのがございます。俗にガイドラインというんですけども、ご存じのように年に一遍、医学校の卒業生が医師国家試験を受ける、いろいろ話題になったりすることもあります。近ごろあまり話題になりませんが、国家試験を受けます。その国家試験の試験問題を作成するに際して出題基準、ガイドラインというのがありまして、その中に、これはあまり細かい説明をすると大変ですけども、必修の基本的事項という事柄、医学総論という事柄、医学各論という事柄の3つに分けてそれぞれ出題の基準というのがございます。そのうちの必修の基本的事項という中に、主要症候という項目がございまして、そこの中の症状について少しお尋ねしたらどうかなということでこの案ができております。

具体的には、基本的事項では医師としての基本的姿勢を含めた基

本的な診察能力を主題として出題するというふうになっていまして、症状としてこういうものが基本的なことであるんだよというようなことでございます。先ほど特定の臓器や特定の環境条件、あるいは特定の事柄に物事を絞っては、なかなか問診票はできないとなりますと、全体的に聞くとなりますとこのような、全体的に聞く基本的な症候についてのものが参考になるのではないかということで、これをつくってございます。

ちょっと見ていただきますと、資料5ですが、1番のところでは気になるところがあるかないかということをお尋ねする。なければそれでおしまいということ。気になるところがあればそれで進んでいただいて2番のほうに、これはちょっとミスプリントなんですけれども、1)から10)まで分けてございます。分けてあるのは、実は国家試験の出題基準の中にある分け方でございます。具体的に見ていただきますと、1)が全身症候、2)皮膚、粘膜、以下10)までですけれども、内分泌、代謝、栄養、乳腺疾患ということでございます。ごみ処理工場の周りでそんなに幅広く聞く必要があるのかというようなこともございますが、何か臓器を特定したり、物質を特定したり、あるいは汚染の状況を特定するということができないとなれば、全体的にお尋ねする以外にないとすると、なおかつわりと簡便なものとなるこのぐらいかなということを最終的にひねり出したところでございます。今日初めて委員の皆様方、ごらんいただくので、私はいろいろお答えしなくてはいけないんですけれども、一応、安全弁として11)で、今までの質問で該当しないことがあれば以下に自由に記載してくださいということを最後に設けたと。ここにいろいろ書いていただければ、それを見ることができるということでございます。

いろんな訴えがあるかもしれませんが、こういうことをしますとそれに対して何かお答えしなくちゃならんということがあるんだと思うんですね。幸いなことに三鷹市と調布市の医師会の先生方にもご協力いただけるとすれば、こういうところでひっかかった方に関

して、あるいはちょっと問題がありそうな方に関しては、ごみ処理工場の環境問題とは関係ないということが多いのではないかと思うんですけれども、一応、医療機関に一旦はご紹介のような形で行っていただくようなことで対応はできるかなと、こんなふうに思っております。そして、この健康部会の中に専門家が4名いるわけですが、一応、専門家のうち、みんなが協議することは大事かもしれませんが、いろんなことはまだ未定ですけれども、少なくともだれかが、私になるかもしれませんが、見させていただいて大きな問題がありそうだなと思えば、まずは近隣の医療機関の先生に診ていただくようなことをその方にはお勧めすると。そして、なおかつそれで詳細な検査が必要となれば、相応の規模の病院のほうにご紹介いただくようなことで切りぬけることができるかなと、こんなふうに思うところでございます。

そして、どういう方の希望が出るかちょっとわかりませんが、参考までに、お手元に資料があるかもしれませんが、前回のこの委員会で傍聴者の方からご意見を頂戴していただきまして、コピーが多分あると思いますけれども、ちょっと読ませていただきますと、「健康面については、健康診断の資料収集は早期に収集を開始しモニタリングをスタートしていただきたいと思います。健康監視は周辺住民の大きなテーマだと思しますので、仕組みや評価検討結果の広報はもとより、その重要性を住民に伝え、多くの協力者が得られるべく呼びかけてくださるようお願いいたします」ということが書いてございます。記入の方のお名前はありませんけれども、貴重なご意見として早目に対応したいなというふうに思いますけれども、いかんせん私もあまりこういうことの実験がなくて、あるいは全国津々浦々、なかなかこういうことをしているところがなさそうなので、ともかくそんなに手間暇がかからなくて、なおかついろんな訴えがもしあったとした場合ですけれども、その方々のご要望を柔軟に受けとめて、適切な対応ができるとなるとそのくらいのところかなと。ちょっとこの中の委員の先生方の、専門職の先生にはご負担があるかも

しれませんけれども、医師法などに照らせばそうした要望に対してお応えするのは医師の義務というふうにすれば、一応よろしいのかなというふうに思っております。

これが今、ご提案申し上げる資料5についての説明でございます。何かご質問があれば可能な範囲でお答えできると思うんですが、医師会の先生方も影響がありますので、何かあったときに、そんなのあまり来てほしくないということがあるとまたあれですけども。

以上でございます。

【L委員】： どの辺のレベルのところまで質問して、今日はよろしいんでしょうか。かなり具体的なことを聞いてもよろしいですか。

【健康部会長】： せっかくの機会でございますので、議事録に残るということではございますけれども、よろしいと思います。

【L委員】： じゃ、まず1点は、この周辺というので大体人数がどのぐらいのことを想定されるのかということと、アンケートとして出てきたときに、具体的にこれをチェックしてその後の対応を先生としてはどのように考えておられるのかという、その2点をお伺いしたいと思うんですけども。

【健康部会長】： まず、対象の数でございますが、健康診断の資料としていろいろ出していただくとなりますと、もともとの目的としては地元協議会などでも健康診断がどうのこうのと、話題があったそうですけれども、経過を追うとか、あるいは分布を見るとか、ある程度の統計的な処理となりますと、具体的にはある程度の数がないと計算してもあまり意味のあるものはないと思います。ですから具体的にどのぐらいのものを想定するかということになりますけれども、例えばはい、いいえとか、そういう2区分の資料ですと、統計的には大体、1,000とか2,000あれば全く、それ以上要らないということは一般的に知られていることでございます。これは前回のこの委員会でもご説明申し上げました。ただ具体的にそんな数が出るとはとても思えなくて、さまざまな研究報告みたいに、nの数が多いのか少ないのかでいろいろありますけれども100とか200ぐらい

が相場かなと、こんなふうに思っております。ただ、そのぐらい集まるかどうかちょっとわかりません。これが1つ、まず数についてでございます。

それから、具体的に今先生からご質問があった、じゃ何か出たときどうするのと、これは大事なところでございますけれども、一応、私個人の考えでございますが、この健康部会の中で、こういう資料についてふだん見るのになれているというと私とか、ほかの先生方もなれていらっしゃると思いますけれども、その目で見ればこれはだれかに診てもらったほうがいいねという判断があれば、近隣の医療機関の先生にご紹介して診ていただく。その場合、経費的な問題等、いろいろあるわけですが、医療機関にかかったらどうですかとお勧めする、それは因果の関係が明確にわかっていることでしたら、原因を起こしたもののほうに何かいろんなことがあるのかもしれないけれども、因果の関係というのが特段に想定できないとすれば、何か症状があれば診ていただいたらよろしいんじゃないですかと、日本の場合は医療保険を使って診ていただく、そういうふうになるんじゃないかと思っております。あとは、診ていただいた先生のご判断になるかと思っておりますけれども、こちらで場合によっては何か、紹介状というところとちょっと大げさですが、それなりのものをつけてやらなくちゃならんというアイデアもあるかもしれませんけれども、それならば診ていただいたらいかがですかという趣旨のことをご連絡すると、こんなことで対応できるんじゃないかと思っております。

以上です。

【B委員】 : この施設に、ふじみ衛生組合に対しての間診ということで、こちらから配っていただいてこちらに回収するようなイメージで、この間診票になっているのでしょうか。どういう形で配付して、どういう形で回収するかというイメージなんですけれども。

【健康部会長】 : もとより、何かこちらから働きかけて回収するということは考えなくて、健康診断のデータを提供していただけるようなボランテ

ィアの方を募って、その方に健康診断の資料とともにこうした問診票をお配りして、返事をいただくと。だからこちらから働きかけて、この地域で全員配ってどうのこうのということではなくて、まずは自分でボランティアとして協力していただける方を募り、その方から健康診断の資料を提供していただき、これは前回までの委員会でいろいろお話し申し上げているのは、特定健康診査のことが頭に最初はありましたけれども、そのほか労働安全衛生法による健康診断、あるいは学校保健安全法による学校健診、こうしたものの資料というのも提供していただいて、そうした方々の資料の経過を観察して、観察というとちょっとあれですけども、経過を見ていくというのがベースにあることをございます。

そうやってご協力していただいた方からは、このような問診票で、もし体のことで何かあればお応えできることをしていく。ほとんどの方が特にないということかもしれませんが、それはそれでこちらで受け取ると。データの管理のことについてまだ話をしてございませんですけども、スタンドアロンで使えるコンピュータが1台あれば、現在の高性能のコンピュータでしたら相当大量の資料までその中に蓄積することができますし、その中でエクセルのレベルでも、変化について相当な解析ができますから、ある程度対応できるのではないかなと、そういうふうに思っています。ですから特別にどこかの地域で調査を実施するということではございませぬ。

【B委員】： ありがとうございます。

【健康部会長】： そんな意味で、ちょっと私が恐れていることは、そういうふうにしてもご協力いただける方がそんなに大勢、申し出てくださるかどうか。それはちょっと気になるところでございます。だけれども、自分たちの体のことを自分たちで見ていきたいというんでしたら、少しご協力いただいて、今日も環境データについてご説明いただきましたが、たかをくくっているわけではありませんけれども、環境がそんなに悪くないんですから、そんなに問題の方はいらっしやらないんじゃないかなと、そんなふうに感じております。

【J 委員】：先生のご提案は非常に有効だと思うんですけども、そういうアンケートをとった場合、一般的に今度は医療相談的なものに偏っていく傾向が出てくるんじゃないかなというのは、ちょっと僕の心に懸念しているわけですね。これは本来からしたら、ごみを燃やした影響力によって害が及ぶということに対する対応策というものであると思うんですけども、それが日常生活の一般の医療相談に転嫁しちゃうような、そういうことになりはしないか、ちょっとそれが疑問なんです。

以上。

【健康部会長】：ありがとうございます。一般的な医療相談に利用されるということとはあり得ると思います。ですけども、地元の方が体について心配していて、それにお応えしなくちゃならないということがあるとしたら、何か一部、そういうことがあるかもしれませんが、私が思うに一時的なことかなと、しかもご自身が、引き換えという大変ですけども健康診断の資料を提供していただくということもありまして、それは実際に健康診断を実施するのも大変な経費、手間暇がかかるわけですが、それを、ご自身が受けている資料を提供していただけたら、それはそれなりに大きなメリットというふうに考えることができます。そして、なおかつ手間暇のことは、もしいろんな訴えがあったときに、その方に対して適切な指導なり、いわゆる保健指導とかそういうことがイメージとして浮かびますが、そういうことが必要かどうかということ判断して、専門機関に受診をお勧めするということですから、具体的な手数はそんなにはかからないのかなと、こんなふうに思います。こんなことをもしこの地域で始めるとすると、全国の注目を浴びるというおそれもありますから、それはある程度、合理的、効率的、あるいは実施可能性、そんなことまで考えますとここいらあたりが限度ではないかと、そんなふうに思うところでございます。

【B 委員】：今、J 委員のご質問された内容にさらにちょっと、医学的なことから加えて非常に大きなことだと思うんですけども、ある種、心

配が多いとか、何かそういった医療相談をしたいという方々というのは、市の全体、対象、この管轄されている地域に住んでいるある一部のそういった意識の高い方々が入ってくるということは、偏りのある集団に対しての評価ということをするというふうな意味でもあると思うんですけども、そういうところをまずしっかりという考え方もあると思うんですけども、せつかく市のほうで管理されている健康診断のデータだったりということが、もし活用できるのであれば過去から、稼働前から蓄積しているそういうデータと、稼働後にとられたデータを個人情報を外したようなものでいただけるのであれば、それを比較して、なかなかこういったターゲットが明確ではない、例えば血圧だったり、違うものかもしれないんですけども、そういったことを一つのモニタリング指標として観察をしていくという考え方もあるかもしれないし、それが現実的に手法として、情報としていただけるのかどうか、ちょっと未知数だとは思いますが、その辺のことも確認できればいいかなと思うんですけども。

【健康部会長】： 今のB委員のご提案というか、お考え、大変いいアイデア、お考えだと思うんですね。三鷹市あるいは調布市の場合、当然、市のいわゆる国民健康保険ということがあって、保険者に課されている義務ということがありますから、少なくとも特定健康診査については資料があるわけです。あるいは市として、それぞれの市がいわゆる市民を対象とした健康診断、そういうものを実施していらっしゃるならば、そういうことを利用することも可能であり、個人情報保護法に照らしてみても、あるいは私たちの場合は医療機関で臨床試験、臨床研究ということで倫理審査というのはいろんな研究を実施するに際し必要なんですが、個人情報を外した段階でのそれぞれの機関におけるデータの検討については、そうした審査も要らないということもございますから、やっていけないということではないと思います。

しかし、現時点でそうしたことをもしやるとすると、それなりの

予算措置とか、経費等の問題もありますので、私としてはそういうことをやることは決して悪いことではないから、いいとは思いますが、差し当たっては大変、この地域、住民の皆さん方の意識がもし高いとすれば、そういう高い方のご協力を得て、100人ないし200人なりの規模までいければ、そのぐらいだったら大丈夫かなと、5人とか10人でしたらちょっとだめかなと、まずはそのぐらいの、ステップ・バイ・ステップの考え方で進めていくのは一つ、アイデアではないかなと。

そして今、B委員ご指摘のように、少し偏った集団ではないかなということがあるとは思いますが、しかし、偏った集団であることは確かかもしれませんが、健康に関して少し敏感な集団というふうに読みかえることができるのかなと。となりますと、そういう敏感な集団でもって何かことがあるんだったら、むしろいろんなことを発見するには有利、逆に発見されたら不利という立場の場合はまたありますけれど、有利かなと、発見しやすいかなと、見つけやすいかなというふうなことは言えると思います。しかし、それは前回、あるいは前々回のこの委員会でもご説明いたしましたけれども、心身症的なこともあり得るわけで、その場合はそれなりに適切に医療機関のほうで対応していただければ、それはそれでいけるかなというふうな気もいたします。大体その辺が私が感じている、思っているところです。

【B委員】： ありがとうございます。

【委員長】： 素人でよくわからないので教えてほしいんですけども、ちょっと前ぐらいは花粉症が出てとか、ありますね。それから風邪でせき込んでいますという人に対しての質問になると、それは通常風邪であり花粉症でありというのが回答として出るということではないですか。そこは、清掃工場の影響とどういうふうに違いを出せるのかなというのがよくわからないんですけども。

【健康部会長】： 特定の疾患や特定の有害物質、あるいは特定の環境汚染みたいなことを考えると、それなりの質問票はあります。この質問票といいま

すか問診票は、そういうことを一切抜きにして全身的に起こる基本的な事柄だけを羅列してあるだけだと、こういうふうになります。したがって、問診票を書いていただく頻度によると思うんですけども、頻度によって、今委員長がおっしゃるようなことはあり得ると思います。そうしたら、花粉症のときには花粉症の症状が出てそれなりの対応がある、あるいは過重な負担があつて、ストレスがかかつて症状があればそれはそれなりのものが出るということにはなると思います。ですから、そういうおそれがあることは確かです。ただ、今、私がここでご提案で考えていることは、ご提案したいと思っていることは、協力を申し出てくれた方が健康診断のときの資料を提供して下さり、なおかつ同時にこういう問診票にご協力いただく、その時点のことと。できれば健康診断の結果と近い時期が一番いいわけですけども、なかなかそうもいかないかもしれませんが、平生の、通常の、特別なエピソードのないようなときの資料で集まってくるのかなと、そんなふうなことが期待できるんじゃないかと思っております。

本来は、私も大学に所属していますから研究的な立場、あるいは研究的な志向からいいますと、それなりに資料を集めるということはアイデアとしてはあるわけですけども、住民へのサービスという視点からいいますと、そこまでを求めているとは現時点では考えにくい、地元協議会の中でどういうお話があるかちょっとわかりませんが、となるとリサーチレベルの話ではなくて、住民サービスのレベルの話ではないかなということで、このくらいのところを、相場ではないかということでご提案申し上げているところです。概略については、ご説明申し上げた範囲内でご了解いただいて、いずれは地元協議会のほうでというふうにご判断されることではあると思いますけれども問診票について何かその他ご質問はございますか。

【K委員】 : ちょっと質問なんですけど、この問診票の項目の中身は、僕は専門的なことについてはわかりませんが、全体的な健康管理の側

面をもっていると思うんですが、例えば特定の有害廃棄物による影響が出るような聞き方は問診票でできるんですか。

【健康部会長】： 過去のさまざまな暴露の実績から、有害物質を特定しての問診票とか、あるいは環境汚染のうちの特定の汚染を想定しての問診票というのは可能だと思います。だけれども、過去のこの実績から見て、排出、水銀のことはちょっとエピソードがあったようですけれども、ほかのものについてはほとんど何もないですよ。そうしますと、もっと広く全身を見るような形でお尋ねするのが、住民の皆さんのためには役立つのではないかなと。そこでむだなものを拾い上げるというおそれが確かにあります。単なる健康相談じゃないかとか、そういうことが大いにあるわけですが、そういう方が声を上げられたんですから、それは医療機関のほうにご紹介するきっかけぐらいな感じで対応してもいいのかなと、そういうことでこういうふうに考えたところがございます。

【F委員】： 今の、わかりました。後でいろいろ考えてみたいと思っていますんですが。それからさつき、100名か200名とか、そういう単位でも十分だというお話がありましたね。僕らはどうしてもこの周辺というふうに思いが最初に行くんですけれども、地元協議会を構成している、三鷹はあれ、何と言うの、調布だったら自治会。例えばそういうところに僕らは割り振ったら、100とか200という数字はたやすくとれるだろうと思っています。そういうものも一つ、お含みいただいて考えていただきたいなということと、それから子供たちへの影響というふうなことで考えますと、調布だったら北野台小学校、三鷹だったら南浦小学校、周辺にちょうど大気汚染の調査をする、観測するような地域に2つ小学校がある。だから小学生の中でそういういろんなことをやるというのも一つの手法として可能じゃないかと。これは学校にお願いしてみないとわからないんだけど、そんなことを僕らは思っているんですが、そういう問題も含めて事務局のほうもご検討いただければというふうに思っています。

【健康部会長】： ちょっと追加の発言をさせていただきたいんですが、先ほど三鷹市とか調布市の国民健康保険の場合の資料に比べて、学校保健安全法の学校健診の場合、ほとんどの所属の生徒さんは対象になりますから、先ほどちょっと口幅ったい言い方を申し上げましたけれども、リサーチレベルできちんと、開設前と開設後について、それなりの経費はかかりますけれども、学校健診のデータについて前後比較、期間が前後比較になりますけれども、そういうことをするのは大変、精度の高い研究ということが言えると思います。しかしそれはそれなりに、相当規模の予算も必要でして、このふじみ衛生組合の事業費の中で賄うのとはちょっと違うのではないかなというような感じが、私はいたします。大変ありがたいご提案、ご示唆で、B委員は経験が大変豊富でいらっしゃるので、お考えはきっとあると思いますけれども、そういう意味では児童生徒の健康診断の結果というのはなかなか役立つものだと思います。ただ、それも学校長がどういうふうにお考えになるか、そういう協力を得なくてはならないということもありますし、先ほどいろんな研究レベルでは、倫理審査ということがありまして、その同意をどうやってやるのかとか、いろんな問題もありますので、個人情報としてではない情報としてそういうことを取り扱うことは可能だと思いますので、そういうレベルだと大丈夫かなと、そんなふうに思います。現時点では今申し上げたような、やや住民サービスの部分にとどまっているのが私の提案の範囲内です。

以上でございます。

【E委員】： 地元協議会の中でも、小学校から健康診断の結果を提供いただいたらどうかという話は出たんですけども、ただ私、そのときは黙っていたんですけども、学校としては出さないと思います。個人情報の保護という観点からもそうですし、学校長の判断で出すことはないと思います。

以上です。

【健康部会長】： ありがとうございます。

なかなかいろんなアイデアが出ますけれども、いろんな障壁もありますので、今私をご提案申し上げているぐらいが、総じて見ると相場かなというのは、ここらあたりのところだということでございます。

何かほかにご質問、ございませんでしょうか。

【J 委員】 : そうしますと、先生のお考えで例えば仮にボランティア数百名が集まったとして、その統計、それから管理、それから医師への照会というのはどこのセクションでやられる計画なんでしょうか。

以上です。

【健康部会長】 : これは専門家の間で相談しているわけではないんですが、私個人の考えですけれども、この中で医師が4人いるわけですけれども、誰かがそれを見てということにはなると思います、もちろん。そしてデータについては、先ほどスタンドアロンのPCということをやっと申し上げましたけれども、特定健康診査についても、あるいは労働安全衛生法の健康診断についても、あるいは学校保健安全法の学校健診についても、それぞれ項目数が決まっていますので、そんなに大きなデータとはならないと予想されます。ですから、それらについてスタンドアロン、独立に設置したコンピュータの中にデータを集積し、同じ方がご協力いただけるとすれば、少なくとも年に一遍はデータが集まってくる、年に一遍はこういう自覚症状についてのお話がいただけるとすれば、それらを蓄積して見ていくことはそんなに大変な仕事ではないのではないかという感じがいたします、自分の経験からして。

以上でございます。

【J 委員】 : そうしますと、ボランティア、100人か200人かわかりませんが、その辺の提供された個人情報というのはどなたが管理することになるわけですか。架空の質問で申しわけないんですが。

以上です。

【健康部会長】 : 私はふじみ衛生組合の中のどこかに、コンピュータの中に保管される、それは当然、コンピュータを開く場合にはパスワード等が必

要となって、それが外部の、インターネットをつなぐような、あるいはメールでつなぐようなことをしなければ、そこから漏れ出すことは、意識的に盗み出せば話は別ですけれども、漏れ出すことは普通はない、それで管理できると。鍵のかかる引き出しにしまっているのと同じような効果が期待できると、そういうふうに考えてよろしいと思います。

何かほかにご質問とか、ご提案とかあれば。いかがでしょうか。

【委員長】 : あまりよくわからないんですけれども、希望者の健康診断の結果とか、それがこういう問診票に基づく解析をされて、ある特定の個人が何かの病気だから医者にかかったほうがいいですよという診断は一つされるとして、私どもがそういう原因、このふじみの煙突から出た何か廃棄物みたいなものが原因なのかということも、あわせて知りたいことなんですよね。そうすると、特定の個人から得られたデータというのは、例えば煙突からの距離だとか方向だとか、そういうものに多分、何か還元されて解析されるようなことになるんだと思うんですが、そういうことである200名なら200名の結果として、これはふじみが何らかの原因であるのかないのか、そういうことがわかるようになるんですか？

【健康部会長】 : 大変、難しい質問だと思いますけれども、わかるようになるという期待はあまりできないと思います。というのは、ふじみのこの煙突から出ていくものの濃度も監視していますけれども、影響が出るような濃度とはとても現時点では考えにくい。そうしますと一応、常識的に考えて、いろんな訴えをお受けして、それをそれなりに医療機関を受診するのをおすすめしたとしても、それがこの煙突からの影響でどうのこうのというふうにするにはちょっと難しいかなと、そういうふうには今は思っています。ただ、何か大きな事故があって、大きな暴露、これは海外では特に先進国では結構あるようですけれども、工場から怪しげなものがたくさん出たりして、住民への影響というのはエピソードが過去に幾つもあります。幾つもという言い過ぎですけれども、かなりあります。ですからそういうことはある

かもしれませんが、この日本国内のいわゆる清掃工場からの煙というか、煙突の場合、なかなかそこまで起こるとはちょっと考えにくいと思います。

【B委員】 : やはり200人、100人という単位だと、なかなか距離に対しての分布というのをとるのは、例えば100メートル範囲内の人は何人、1キロ範囲の人は何人という形で区切っていくと非常に一つ一つの集団が小さくなりますので、比較というのが非常に難しいと思うんですが、これもちょっと私の希望というところではあるんですけども、もし市のほうで住所は特定できない、個人も特定できないとしても、例えばここでしたら町単位ぐらいのところまで、何丁目ぐらいのところまで個人情報としてではない、特定できないという形で認めていただけるのであれば、ある程度の、何万人という数に対してそれぞれの距離を割り振れますので、そういった数の力で何らかのことを経過として見ていくということ是可以するかもしれないと思うんですが、そこまでのマンパワーというか、金銭的な予算だったり、いろんな条例の問題だとか、いろいろクリアしなければならないことはあると思うんですが、数が増えればそういうことも期待はできるのかなとは思いますが。

【健康部会長】 : ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。関係機関の相当な協力と、相応の財源的な支援、措置、そういうのがあれば前後についてデータをたくさん集めて、それなりの比較検討ができて、おそらくネガティブデータとなるんだと思いますけれども、それはそれでやっぱり意義のある事業というふうに考えてよろしいんじゃないかと思えます。

【K委員】 : B委員にお伺いするんですけども、私が個人情報としてデータを提供するという人に頼むとしたら、やっぱり個人情報ということがありますから、例えば煙突から見て南側500メートル、男性、何歳とか、そんな形でデータを変えて全てのデータを出していただくというふうには考えていたんです。そうするとある程度、特定の個人は消えて、そういうものの解析をして、ほかの地域に比べてこ

の辺の住民の人はどうなんだというような結果が出るかなと期待していたんですけど、やっぱりそのためには何万というデータが必要だとすると、ちょっと無理なような気もしまして、そうなのかなと今、思いました。

【健康部会長】： ありがとうございます。B委員、何かコメントございますか。

【B委員】： 区切り方、何個ぐらいの群で比較するかということにもよってくると思っていますので、どこまで細かく、ほんとうに非常に近いところとそうでないところというところで比較するのであれば、200とかぐらいの2群間の比較とか、それぐらいに大きな形で区切ればもちろん検出、比較できると思うんですけども、どこまで詳細な解析なり評価を求めるかということにはなってくると思います。ただ、市のほうにあるデータをそういう形で加工して、ふじみのほうに出していただけるのであれば、数万のデータはおそらく市それぞれで、単年度単位で持っているのかなと、ちょっとそこまで具体的にはわからないんですけども、それをそういう形で加工して提供していただけるのであれば、そういうことも実際はできるかなと思っております。

【健康部会長】： ありがとうございます。なかなか難しいことがあるわけですがけれども。

どうぞ。

【J委員】： 今、B委員の言われたことは私が前回もご提案させていただいたと思うんですよ。健康診断で、特に老人に対しては定期的に毎年、健康診断が来るわけですね。そのデータはかなりの人数、調布でも三鷹でも蓄積されているから、そのデータだけでも活用できないかということをお願いしたんですけど、何かいろいろ難しい、個人情報だ、市の条例だ、それを取り仕切る部署の設定だとか、問題で、たしか調べていただくようになっていたと思うんですけど、A委員、これは何か市のほうでの内容はいかがだったでしょうか。

以上。

【A委員】： 具体的にこちらの結論が出ない限りなかなか難しいので、今ある

データそのものは出せないんですが、分析した結果、2次データ、3次データが出せるかどうかというのは、まだちょっと具体的に両市と調整はし切れていません。何をどうするか、どれだけ項目があってどうするかとか、対象だとか、まずは前回申しあげましたのは、ふじみがやるべきか否かというところから始まっていますので、我々はこうするわけではないんですけど、どこがやるのが一番適切にできるのかということも含めて、両市の健康部門、担当する部署と一度、話をしてみなければいけないと思っていますけど、それについては我々の窓口はどうしてもごみ対策課になりますから、そこを通じて両市と具体的な話を詰めていきたいと思っています。現段階では活用できる、できないという、ご提案いただいていますので、提案は提案としていただいていますから、一番お金がかからなくて、データがたくさん得られてわかりやすいものがないと思っていますから、そういったもので何ができるのか、もうちょっとお時間いただきたいというふうに思います。年度末でばたばたしていて、なかなかそこまで、両市ともに3月、ずっと議会でしたので、そこまで具体的に話し合う場面がなかったので、大変申しわけないですが次回までとさせていただければと思っています。

【健康部会長】： ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。

なかなか蓄積している、高齢者についても学校についてもそうですけれども、資料がすぐに利用できればそれなりのことはできるかもしれないけれども、なかなかそれが難しいということはお了解いただけるのかなと思います。引き続き働きかけるということも大事かなと、そういうこともあると思います。

何かほかにごございませんでしょうか。

【委員長】： いろんなことを細かく考えると、非常に難しい問題が増えてくるという気がいたします。周りに住んでいる住民の気持ちになって、これをある程度、清掃工場の排ガスがもしも何か、今までにないような有害なものを出したりしているようなときに、自分が感じてい

るのを、ある程度定期的にこういうのがあれば申請できると、どうも最近、ちょっと変だというようなことを書いて出せるような、出しやすいという仕組みを今、つくっているという気がするんですね。そういうのはあまりないと私は思っているんですけども、ひょっとして有り得る影響を検知するシステムを今、つくっていると。それで何年かやっているうちに、ある地域の方々が同じような症状を示しているというのがわかっちゃったというときには、ある一定のアクションを起こせるんじゃないか。それぐらいの感度のものを今、準備しようとしているのかなという理解なんですけれども、そんな細かい、自動車排ガスと同じようなレベルの影響で、ちょっとぜんそく気味だとかというのは多分、検出できないと思うんですね、どっちの影響かというようなことは。でも何か、この地域に特有な何かが出たよというときにはこれに引っかかってくるんじゃないかというような意味は持つんじゃないかというのを今、準備しようとしているのかなという理解なんですけれども。

先ほどK委員がおっしゃったように、風下側の何メートルでこっちの人よりもこっちのほうがちょっと何とかという、その精度はなかなか出せないんじゃないかという気がしますね。

【健康部会長】: ありがとうございます。大変参考になるお話だったと思います。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、この種の間診票というのは、とる頻度ということもございます。ですからまだ、ご協力いただいた方にそのときに出していただくということが前提にあるかのようなお話を申し上げておりますけれども、そういう方で問題、何か気になることがあれば申し出ていただけるような仕組み、それはそんなに難しいことではありませんから、こちらのふじみ衛生組合の中にそういう窓口があって、ちょっとというふうに言っただけ、もしそういうものが置ければそれで対応できるのではないかという感じはいたします。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

そうしますと、これは引き続きのことですけれども、いわゆる国

民健康保険の保険者に課された義務である特定健康診査とか、あるいは学校における学校健診とか、あるいはそのほかの健診というのがございますけれども、そうしたことについて情報の収集を今後も考えていくということで進めていくことは放棄するわけではないということでございますけれども、一応、今、私がお提案申し上げているような、先ほどちょっとお読みしましたけれども、前回の傍聴の方からのご意見もございますことを踏まえますと、何かご協力をいただく方からデータを提供していただいて、そういう方からこうした問診票でちょっとお尋ねするというようなことが、差し当たってはということでもよろしいでしょうか。

では、そんなことで一応、進めさせていただくということで、健康部会のほうの審議事項はそれがたしかございましたので、そんなことで一応、取りまとめさせていただくと。ただ、B委員のほうからもご提案がございますし、ほかの委員の皆様方のご提案がございますので、既存の蓄積しているデータの比較というようなことについては、今後もそれなりに担当のところと交渉といいますか、ご相談といいますか、そうしたことは考えていくと、そんなことでご理解していただくということでもよろしいでしょうか。

(異議「なし」の声あり)

それでは、健康部会についてはご提案申し上げているようなことで進めていくということで、健康部会についてはこれまででもよろしいですか。

では、健康部会についてはここまでということにさせていただきます。ありがとうございました。

4 その他

(1) 次回日程

【委員長】 : それでは専門委員会を再開いたします。

残りましたのはその他の事項でございますが、第7回の専門委員会の開催につきまして、事務局で案がございますか。

【事務局】 : できれば7月10日の木曜日に、次回開催をしたいと考えておるんですが、いかがでしょうか。

【委員長】 : 7月10日の木曜日が1つの候補だそうです。ご都合はいかがでしょう。この日はまずいという方、いらっしゃいますか。

そうしたら、10日に決めたいと思います。7月10日の木曜日、夜の7時からということになると思います。

それでは、次回の日程も決まりましたので、本日の議題は全て終わりましたので、長時間ご苦労さまでした。閉会いたします。どうもありがとうございました。

20時45分散会